

○四街道市議会政務活動費交付条例

平成 25 年 2 月 28 日

条 例 第 1 号

最近改正 令和3年10月1日条例第13号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、四街道市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、四街道市議会における会派（所属議員が 2 人以上のものに限る。）又は会派に所属していない議員（以下「無会派議員」という。）に対して交付する。

(交付の方法)

第 3 条 政務活動費は、毎年 4 月 21 日（その日が四街道市の休日に関する条例（平成元年条例第 25 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日）に年額を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

(会派又は無会派議員に対する政務活動費)

第 4 条 会派に対する政務活動費は、毎年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に年額 240,000 円を乗じて得た額を交付する。

2 無会派議員に対する政務活動費は基準日に在職する無会派議員に対して、年額 240,000 円を交付する。

(会派又は無会派議員の異動等)

第 5 条 年度の途中において政務活動費の交付を受けた会派又は無会派議員に他会派等への異動が生じた場合は、政務活動費の総額から当該交付を受けた会派又は無会派議員が当該異動が生じた日までに支出した市政に関する調査研究その他の活動に要した経費を控除した残額（以下「政務活動費残額」という。）のうち、当該異動議員が受けるべき政務活動費を異動先の会派又は無会派議員に振り替えるなければならない。

2 議会の解散等に伴う選挙後において、新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分から政務活動費（第 4 条第 1 項の規定により算出した額を 12 で除した額に翌月分以降の月数を乗じて得た額）を交付する。

3 議会の解散等に伴う選挙後において、新たに議員となり、無会派議員である者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分から政務活動費（第 4 条第 2 項に規定する額を 12 で除した額に翌月分以降の月数を乗じて得た額）を交付する。

4 年度の途中において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散があった場合は、政務活動費残額を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 政務活動費は、会派又は無会派議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表左欄に掲げる項目の区分につき、それぞれ同表右欄に掲げる経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第7条 会派は、その所属議員のうちから政務活動費に関する経理責任者を置かななければならない。

(収支報告書の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は無会派議員は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して収入及び支出の政務活動費収支報告書(別記様式。以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 会派若しくは無会派議員に第5条第1項に規定する異動が生じたとき、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は無会派議員であった者は、当該事由が生じた日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派又は無会派議員がその年度において政務活動費残額がある場合は、当該残額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書の保存)

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
(四街道市議会政務調査費交付条例の廃止)
- 2 四街道市議会政務調査費交付条例（平成 13 年条例第 14 号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に前項の規定による廃止前の四街道市議会政務調査費交付条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 6 条第 2 項）

項目	内容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会への参加に要する経費
広報費	政務活動又は市政について市民に報告するために要する経費
広聴費	市民からの市政及び会派又は無会派議員の活動に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	要請又は陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派又は無会派議員が行う会議又は団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費
資料作成費	政務活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

別記様式（第8条第1項）

その1

年 月 日

四街道市議会議長 様

会 派 名
経 理 責 任 者 名

年度政務活動費収支報告書

四街道市議会政務活動費交付条例第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 収 入

政務活動費 円

2 支 出

科 目	金 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
合 計		

3 残 額 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

その2

年 月 日

四街道市議会議長 様

議 員 名

年度政務活動費収支報告書

四街道市議会政務活動費交付条例第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 収 入

政務活動費 円

2 支 出

科 目	金 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
合 計		

3 残 額 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。